慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	三田史学会規約；二〇一六年度三田史学会役員；投稿規定
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2016
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.86, No.1/2 (2016. 6) ,p.193(193)- 195(195)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20160600-0193

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田史学会規約

第一条　本会は三田史学会と称する。

第二条　本会は事務局を東京都港区三田二－一五－四五慶應義塾大学文学部に置く。

第三条　本会は史学研究を行い、その学問的発展に寄与することを目的とする。

第四条　本会は前条の目的を達するため、以下の事業を行う。

（1）大会

（2）総会

（3）例会

（4）機関誌『史学』の発行

（5）その他の必要と認められた事業

第五条　本会の会員は以下の者とする。

（1）慶應義塾大学文学部人文社会学科日本史学専攻、東洋史学専攻、西洋史学専攻、民族学考古学専攻（以下、史学系四専攻と略称する）所属の専任教員及び本会の趣旨に賛同するその他の専攻、学部、部門、研究所、一貫教育校所属の慶應義塾専任教員（以上を塾内個人会員と称する）。

（2）史学系四専攻所属の学部生及び慶應義塾大学大学院文学研究科史学専攻所属の大学院生（以上を学生個人会員と称する）。

（3）本会の趣旨に賛同し、本会が入会を認め、かつ所定の会費を納入した（1）（2）以外の者（以上を一般個人会員と称する）。

（4）退職後も本会の会員であることを希望する塾内個人会員で、本会がその妥当性を認めた者（以上を名誉個人会員と称する）。

第六条　会員は本会の事業に参加し、機関誌の配布を受け、機関誌への投稿並びに各種の便宜を受けることができる。

第七条　塾内個人会員及び一般個人会員の年会費は金五千円とする。また学生個人会員は金三千五百円とする。名誉個人会員は年会費を終身免除する。

第八条　本会は以下の役員を置く。

（1）会長　一名

（2）常任委員　八名（史学系四専攻から各二名）

（3）史学会委員　二十名

（4）会計監査　二名

第九条　会長は本会の運営にすべての責任を負う。原則として史学系四専攻所属の専任教員から選出し、任期は二年とする。

第十条　常任委員は本会の運営（庶務、編集、会計）に携わるとともに、会長の招集により必要に応じて開かれた常任委員会に出席し、本会の運営について審議する。原則として史学系四専攻所属の専任教員から選出し、任期は二年とする。

第十一条　史学会委員は会長の招集のもと年一回総会の前に開かれる史学会委員会に出席し、常任委員会が決定した本会の運営案の妥当性について検討する。委員は会長及び常任委員を除く会員の中から選出する。任期は二年とし、再任を妨げない。

第十二条　会計監査は会計担当の常任委員が作成した決算報告及び次年度予算案を監査する。会長、常任委員、史学会委員を除く会員の中から選出する。任期は二年とし、再任を妨げない。

第十三条　総会は本会の最高議決機関であり、年一回大会の開催に併せてこれを行う。総会では前年度の事業報告及び会計決算報告、当該年度の事業方針、予算案承認、新役員の承認、その他重要事項の議決を行う。議決には総会出席者の過半数の賛成を必要とする。

第十四条　機関誌『史学』への投稿規定は別途これを定める。

第十五条　本会の予算支出項目とその運営に関する会計規定については別途これを定める。

第十六条　本規約に改正の必要が生じた場合は、常任委員会が発議し、史学会委員会の承認を経て、総会で審議したうえでそれを決定する。

二〇一六年度三田史学会役員

【常任委員】

〔会長〕　柳田利夫

〔庶務〕　岩間一弘　山道佳子　浅見雅一

〔編集〕　中島圭一　山本英史　野々瀬浩司　杉本智俊

〔会計〕　渡辺丈彦

【会計監査】　野元　晋　近藤太郎

【史学会委員】

〔日本史学〕　木村直也　小山幸伸　藤森健太郎
古川元也　湯浅吉美

〔東洋史学〕　斎藤道子　坂本　勉　嶋尾　稔
高橋　圭　杉山隆一

〔西洋史学〕　赤江雄一　北濱佳奈　坂口昂吉
綾辺昌朋　舟橋倫子

〔民族学考古学〕　櫻井準也　高山　博　近森　正
徳永里砂　牧野久実

投稿規定

一　投稿は原則として会員に限る。募集原稿は以下のものとする。

論文、研究ノート、史料紹介、学界動向、批評と紹介

論文は原則として四〇〇字詰原稿用紙七〇枚相当程度、論文以外は四〇〇字詰原稿用紙二〇枚相当程度を限度とする。また、図版は本誌二ページ分を限度とするが、これを超える場合は編集委員会がその可否を検討する。

二　原稿は、打ち出し原稿二部と電子データを編集委員会宛に送付すること。その際、英文タイトル及び執筆者の氏名（ローマ字表記を含む）、所属、住所、電話番号、メールアドレスを添付すること。

三　投稿原稿は編集委員会の責任のもと、複数者による査読を行い、協議の上採否を決定する。

四　抜刷は五〇部まで無料進呈する。それを超える部数を希望する場合は、その費用は自己負担とする。

五　本誌の内容は本誌発行の一年後に電子化公開される。